

**無線局(基幹放送局を除く。)の開設の  
根本的基準等の一部を改正する省令案  
～価額競争制度の導入に係る制度整備～**

---

**令和 8 年 4 月  
移 動 通 信 課**



# 1. 価額競争による多様な利用用途を想定した関係規定の整備

- 多様な利用用途を想定し、一部地域のみで電気通信業務を行う場合や自営利用など電気通信業務以外の業務を行う場合に関して、無線局免許手続等の関係規定を整備。
- また、事業者間のローミング利用を想定し、価額競争の対象周波数帯について、無線局免許の排他的申請権の例外規定を整備。

## 移動通信システム（5G・BWA）の類型

		技術基準		
		5G	ローカル5G	BWA
電気通信業務用	全国	携帯無線通信※		全国BWA
	地域	①今回新たに規定を整備	ローカル5G	地域BWA
自営等用		②今回新たに規定を整備		自営等BWA

※ 無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第1号)において、「携帯無線通信」は、「電気通信業務を行うことを目的として、携帯して使用するために開設され、又は自動車その他の陸上を移動するものに開設された陸上移動局と通信を行うために開設された基地局と当該陸上移動局との間で直接に、又は陸上移動中継局若しくは他の陸上移動局の中継により行われる無線通信(第七号に規定するデジタル空港無線通信並びに第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム及び第十五号に規定するローカル5Gの無線局による無線通信を除く。)をいう。」と規定されている。

## 改正事項①：電気通信業務用のうち一部地域のみの方札者に係る関係規定の整備

- 今回の価額競争では、地域枠においては地域ごとに落札者が決定することから、一部地域のみを落札し、都道府県未満の区域を端末の移動範囲とする5G事業者について、ローカル5G・地域BWA等に合わせ、一斉再免許制度※の適用対象外とする改正を実施

※ 無線局免許の再免許を原則5年ごとに時期を揃えて一斉に行う制度  
(全国携帯電話事業者等、広域に多数の無線局を開設する者を想定して整備された)

## 改正事項②：自営等利用を目的とした落札者に係る関係規定の整備

- 今回の価額競争では、5Gについて自営等（公共業務用・一般業務用）での利用が行われることも想定されることから、**5G（TDD）方式※1**を利用する者のうち電気通信業務を行うことを目的としない無線局について、**携帯無線通信を参考に免許手続等の必要な規定を整備**するとともに、自営等BWAを参考に**一斉再免許制度の適用対象外、保守運用体制整備を運用時間中の努力義務※2**とする改正を実施

※1 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信

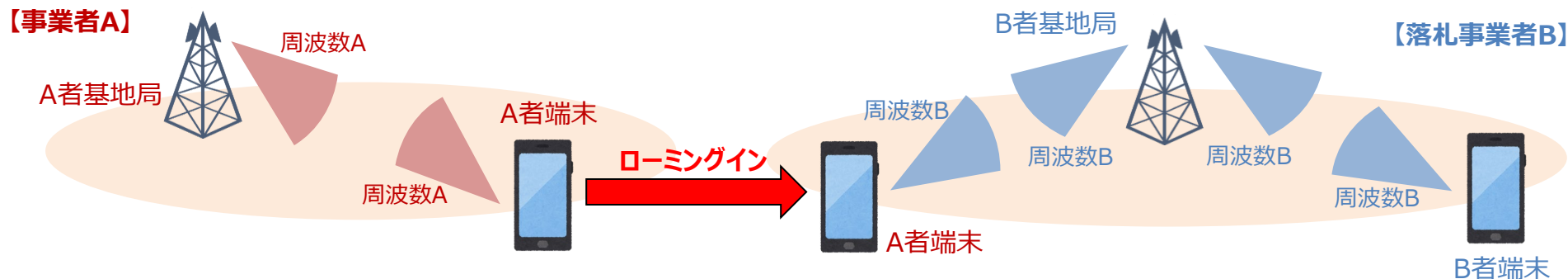
※2 無線局運用規則(昭和25年電波監理委員会規則第17号)第137条の2において、携帯無線通信を行う基地局やBWA(自営等を除く。)の基地局については、24時間365日にわたる保守運用体制を整備することが義務付けられている

## 改正事項③：落札周波数帯のローミング利用に関する規定整備

- 価額競争の落札者※1は、特定基地局開設計画制度と同様、認定に係る周波数について無線局免許の排他的申請権が与えられる。
- 今回の価額競争では、**事業者間においてローミングが行われる可能性があることから、落札者以外の者について、落札者の基地局等を通信の相手方とする場合に限り、上記の排他的申請権の例外として落札周波数帯を使用する陸上移動局の免許申請を可能とする※2**改正を実施

※1 落札者は、総務大臣の認定を受けて認定特定高周波数無線局開設者となる。本項では、「認定特定高周波数無線局開設者」を「落札者」と表記する。

※2 電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)第6条の4(公示する期間内に申請することを要しない無線局)に追加



A者端末がローミングインしてB者基地局と通信する場合、A者端末はB者の周波数を発射

# 1. 価額競争による多様な利用用途を想定した関係規定の整備(改正事項一覧)

## 【主な改正事項一覧】

省令	改正概要	該当条項
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 電波法施行規則 (昭和25年電波監理委員会規則第14号)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 空中線電力を平均電力 (pY) をもって表示する送信設備に自営等の5G (TDD) 方式の無線局を追加</li> <li>● 価額競争により割り当てる周波数について、ローミングを行う際の例外措置として、認定特定高周波数無線局開設者以外の者が開設する陸上移動局について、認定特定高周波数無線局開設者が開設する基地局又は陸上移動中継局を通信の相手方とする場合に限り、公示する期間内に申請することを要しない(認定期間中に免許申請を行うことができる)無線局の対象に追加</li> <li>● 携帯無線通信を行う無線局の一斉再免許の対象について、電気通信業務用の移動する無線局(一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。)及びその通信の相手方である電気通信業務用基地局に限定</li> <li>● 無線設備等の検査実施報告書、点検実施報告書の様式の改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第4条の4</li> <li>● 第6条の4 (公示する期間内に申請することを要しない無線局)</li> <li>● 第8条</li> <li>● 別表第5号の2</li> <li>● 別表第5号の3</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無線局免許手続規則 (昭和25年電波監理委員会規則第15号)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 5G (TDD) 方式の自営等の無線局に係る免許手続を規定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第20条の9 (添付書類)</li> <li>● 別表第2号第2</li> <li>● 別表第2号の3第1</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無線局運用規則 (昭和25年電波監理委員会規則第17号)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基地局の監視制御機能の義務規定及び基地局の運用中の保守管理体制の確保の努力義務規定に5G (TDD) 方式の自営等の基地局のうち空中線電力が1W超のものを追加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第137条の2 (監視制御機能及び保守運用体制)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無線設備規則 (昭和25年電波監理委員会規則第18号)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人体にばく露される電波の許容値について、5G (TDD) 方式の自営等の無線局に係る規定を追加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第14条の2 (人体にばく露される電波の許容値)</li> </ul>

※赤字は必要的諮問事項

- 電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和7年法律第27号）及び価額競争実施指針を踏まえ、**特定高周波数無線局の開設の認定書の交付等に係る手続、特定高周波数無線局の開設要件などの価額競争実施後の手続・運用に関する規定を整備。**

### 改正事項：価額競争実施後の手続・運用に係る関係規定の整備

- 特定高周波数無線局の開設の認定について、**認定書の交付、認定の変更・取消申請、認定特定高周波数無線局開設者の地位の承継に関する手続を整備**
- 落札者は、価額競争実施指針に定める条件を遵守する必要があることから、落札者が開設する**特定高周波数無線局について、無線局の開設の要件に価額競争実施指針に適合していることを規定**

### 【主な改正事項一覧】

省令	改正概要	該当条項
<ul style="list-style-type: none"> <li>無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定高周波数無線局の開設の認定について、<b>認定書の交付、認定の変更申請、認定の取消申請、認定特定高周波数無線局開設者の地位の承継に関する手続を規定</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第25条の8の4から第25条の8の8、別表第5号の4、別表第8号の9</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和25年電波監理委員会規則第12号）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定特定高周波数無線局開設者は、価額競争実施指針に定める条件を遵守する必要があることから、認定特定高周波数無線局開設者が開設する特定高周波数無線局について、<b>無線局の開設の要件に価額競争実施指針に適合していることを規定</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>第3条、第4条、第7条の3、第8条</b></li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>特定無線局の開設の根本的基準（平成9年郵政省令第72号）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li><b>第2条、第3条</b></li> </ul>

※赤字は必要的諮問事項

制度	改正概要
<b>電波法及び放送法の一部を改正する法律</b> (令和7年法律第27号)	<ul style="list-style-type: none"><li>令和7年改正電波法により、6GHzを超える高い周波数帯の活用を希望する多種多様なサービスを提供する者の中から、最も電波を有効に利用できる者を、<b>価額競争により選定する制度を導入</b></li></ul>
<b>電波法施行規則等の一部を改正する省令</b> (令和7年総務省令第94号) ※令和7年8月20日諮問第20号	<ul style="list-style-type: none"><li>令和7年改正電波法の施行に向け、<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 特定高周波数無線局の開設の認定の有効期間（電波法施行規則第9条の3）</li><li>▶ 価額競争の参加申請書の新設（無線局免許手続規則第25条の8の3）</li></ul>等の<b>電波法施行規則その他価額競争の実施に向けた関連制度を整備</b></li></ul>
<b>電波法施行規則等の一部を改正する省令</b> (令和8年総務省令第26号) ※令和7年12月19日諮問第31号	<ul style="list-style-type: none"><li>「第5世代移動通信システムの技術的条件（26GHz帯/40GHz帯）」に関する情報通信審議会からの一部答申（令和7年5月）に基づき、<b>26GHz帯の5Gの導入等に関し、技術基準等の制度整備を実施</b></li></ul>
<b>周波数割当計画の一部を変更する告示</b> (令和8年総務省令第87号) ※令和7年12月19日諮問第32号	<ul style="list-style-type: none"><li>「第5世代移動通信システムの技術的条件（26GHz帯/40GHz帯）」に関する情報通信審議会からの一部答申（令和7年5月）に基づき、<b>26GHz帯に5Gシステムを導入するため、周波数割当計画の一部の変更を実施</b></li></ul>
<b>26GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための価額競争実施指針</b> (令和8年総務省告示第71号) ※令和8年2月3日諮問第8号	<ul style="list-style-type: none"><li>26GHz帯における価額競争による5G向けの周波数割当てを早期に実施するため、電波法第27条の20の2第1項の規定に基づき、<b>26GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための価額競争実施指針を整備</b></li></ul>